

第7号様式の5（第9条の5）

第 号
年 月 日

様

野田市長 ⑩

事業系一般廃棄物の受入れに関する命令書

事業系一般廃棄物の市の処理施設への搬入について、 年 月
日付け 第 号により改善その他必要な措置を講ずるよう勧告し
ましたが、当該措置が採られていないため、野田市廃棄物の処理及び再利用
に関する条例第18条の4の規定により次のとおり改善その他必要な措置を
講ずるよう命令します。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないときは、条例第18条の5第1
項の規定により公表することがあります。

必 要 な 措 置 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った
日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する
者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、
上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する
裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その
審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審
査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、
正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その
審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって
も審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があ
ります。